

**女性に対する暴力の相談窓口があります**

女性の約1割が配偶者からの暴力に悩み、苦しんでいます。各機関では女性に対する様々な暴力に関する相談を受け付けています。早めの相談が問題解決への第一歩。配偶者からの暴力(言葉の暴力も含む)、職場でのセクシャルハラスメント、ストーカー被害など各種相談窓口がありますので、一人で悩まずに相談を。お問い合わせ 相談窓口のご案内 ☎0570-0155210 または保健福祉課

**福祉医療受給者証の更新について**

「重度心身障害者」「ひとり親家庭等」医療受給者証の有効期限は7月31日(水)までです。更新に必要な書類を6月3日(月)に受給者(保護者)へ郵送します。期日までに提出してください。更新の手続きが遅れると、今年8月1日から本制度の適用を受けられなくなり、一般診療扱い(3割負担)となります。認定結果は7月末日までに通知します。なお、平成31年1月1日現在で東川町に住民登録のない方は、平成31年度(平成30年分)所得・課税証明書(課税状況がわかるもの)が必要です。1月1日現在の住所で取得して下さい。

**ひとり親対象の無料法律相談会が開催されます**

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親やひとり親になる予定の方を対象とした無料法律相談会が開催されます。希望者は直接お申し込み下さい。  
日時 7月25日(木)、8月23日(金)、9月25日(水)、11月25日(月)、来年1月24日(金)、3月25日(水)、各回午後1時半〜同3時半

提出期限 6月21日(金) 必着  
お問い合わせ 社会福祉室

**児童手当現況届について**

児童手当を受給する方は毎年、受給者の前年の所得と養育状況などを確認するため、児童手当現況届の提出が必要です。提出されない場合は6月分以降の児童手当を受け取れません(6月以降に受給資格が消滅する場合も要提出)。受給者に案内を送付します。期日までに提出してください。公務員の方は職場から案内されます。なお、受給者が児童と別居している場合には別居監護申立書、児童の居住住所が東川町でない場合はその児童が属する世帯全員の住民票が必要です。  
提出期限 6月28日(金)  
お問い合わせ 社会福祉室

会場 旭川市ときわ市民ホール1階(旭川市5条通4丁目)  
定員 各回4名  
参加費 無料。託児あり(無料、要予約)  
お問い合わせ 母子家庭等就業・自立支援センター ☎21-7181  
boshi@north.hokkai.net

**成年後見制度普及啓発講演会が開催されます**

成年後見制度の基礎的な知識を知っていただくための講演会を開催されます。  
内容 ①旭川成年後見支援センターの概要、②みんなも知ってる?あの家族の後見問題  
日時 7月10日(水) 午後1時半〜同3時半  
会場 旭川市勤労者福祉会館(旭川市6条通4丁目)  
参加費 無料  
申込締切 7月5日(金)  
申し込み・お問い合わせ 旭川成年後見支援センター(旭川市5条通4丁目・旭川ときわ市民ホール) ☎23-1003

**特定健診、がん検診のお知らせ**

本年度前期の集団健診の申し込みを受け付けています。(締め切り間近です)

会場	保健福祉センター (実施医療機関:旭川厚生病院)	旭川がん検診センター (保健福祉センターからバスで送迎)
日時	6月19日(水)、20日(木)、21日(金) 6:30~8:30(30分ごと受付)	7月10日(水) 7:50集合(8:00出発)
申込期間	定員になり次第締め切り	6月21日(金)まで
対象	<b>●特定健診</b> 特定健診受診券をお持ちの ①30歳から74歳までの町民で国民健康保険加入者 ②40歳から74歳までの町民で①以外の医療保険加入者の扶養家族および協会健保加入者本人 (厚生病院、がん検診センターの健診を受けられるか事業主にお問い合わせください) <b>●がん検診</b> 30歳以上の町民(令和2年3月31日時点での年齢) ※子宮頸(けい)がん検診は20歳以上の女性町民	
検査項目	今月号広報と一緒に配布されたチラシを参照	
申込方法	チラシの申込用紙、電話、ファックスで、保健福祉課保健指導室(☎内線504~507)まで	
その他	○特定健診:健診当日は特定健診受診券、健康保険証、健診料金が必要です。 ○がん検診:農協正組合員(本人と家族)、准組合員(本人のみ)は自己負担額に対して農協より助成あり(3~6ヵ月後に農協から支払い)。申し込み時にお申し出ください。	

**子育て支援センターから**

**0歳児開放日「よちよちで遊びませんか」**

乳児のお子さんが安心して遊べる場所はないかしら、とお考えのみなさん。親子で楽しく遊びながら、お友だちを作りませんか?ご兄弟も一緒にどうぞ。  
日時 6月7日(金)、21日(金)、両日午前10時~正午  
場所 子育て支援センター・プレイルーム  
対象 0歳児と保護者  
内容 わらべうた(7日)、手作り玩具制作・絵本の読み聞かせ(21日)  
定員 なし

**都市建設課から**

建設室 ☎内線249・250  
公共施設管理室 ☎内線242

**高齢者住宅改修補助事業の希望者を募集中です**

高齢者住宅のリフォームや改修費の一部を支援する高齢者住宅改修補助事業の応募受付中です。  
事業名 ①高齢者世帯住宅リフォーム支援 ②高齢者住宅バリアフリー改修  
補助対象 ①交付申請時に建築年数15年以上の建物で、⑦満75歳

以上の方が所有し居住する住宅、⑦満65歳以上の方が所有し居住する非課税世帯の住宅、のいずれかに該当する等②交付申請時に満65歳以上の方が居住する住宅である等  
対象工事 ①外観(外壁、屋根塗装など)、構造補強(基礎、土台、柱、梁の修繕、補強等)、居住性向上を図る工事(バリアフリー化以外)②バリアフリー化を図る工事(町バリアフリー工事対象基準を参照)  
補助金額 工事費用の2分の1以内で上限25万円  
募集期間 第1期 6月14日(金)まで、第2期 8月1日(木)~9月13日(金)  
応募方法 所定の申込書(町ホームページに掲載、窓口で配布)に必要事項を記入し提出  
受付窓口 建設室

**地籍調査が始まります**

本調査は町内全域を対象で、市街地の宅地領域から行っています。毎年1ブロックずつ着手し、各3年間で完了予定です。  
▼今年度(8年目)の調査区域  
西町3丁目、北町4丁目、北町5丁目、北町6丁目、北町7丁目、西町4丁目、西町5丁目、西町6丁目、西町7丁目、北町7丁目



丁目の一部で2年目の作業を実施。新規着手ブロックはなし。  
▼地籍調査の目的など  
境界が不明確だったり、現地と図面が合わない土地でトラブルが発生すると、係争地の周辺を広く測量し直して調整しなければなりません。その場合、測量経費が高額になるため、個人では土地境界を確定または解決できない事態になりかねません。国土調査法に基づき土地の位置や面積などを調査・調整することで、トラブルを未然に防ぐことができます。  
調査が完了すると、土地の位置を地球上の座標で正確に表示可能になります。将来何らかの原因で境界線が消失しても正確迅速に復旧でき、少ない経費で土地境界

を復元できるようになります。調査費用の個人負担はありませんが、境界の現地確認(立ち会い)や閲覧に来るための交通費などは個人負担となります。  
▼地籍調査完了区域の皆さまへ  
土地一筆ごとに境界測量、面積測定を行い、図面(地籍図)、台帳(地籍簿)を作成します。完成した地籍図・地籍簿を法務局に送付することで登記が改められますが、土地の権利書や登記簿別情報通知書は新たに発行されません。現在お持ちのもの内容が変わる場合がありますが、そのまま有効な書類として扱われますので大切に保管してください。  
土地境界測量に座標成果や図面等が必要な時は、公共施設管理室

公共工事の入札結果				都市建設課
入札日	業務名等	請負業者	請負価格(税込み、円)	契約方法等
4月24日	第34飲料水供給施設整備工事	(株)山田ポンプ商会	9,504,000	指名競争入札
同上	東忠別地区道路新設工事1工区	藤田建設工業(株)	41,472,000	〃